

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日に会社Aに雇用され、トラック運転手として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日に冷凍ギョウザとロックアスを両手で持ち、トラックに積み込む作業中、トラックから落下して右膝等を負傷した。また、同月〇日にはトラックから冷凍食品等を台車に積み、冷凍庫に搬入する作業中、積み上げたロックアスのケースが約2mの高さから落下し、後頭部と頸部を直撃して負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、B整形外科医院に受診し「右膝打撲、頸部捻挫」と診断され、同年〇月〇日にはC病院に転医し「頸椎捻挫、右膝部打撲傷、腰椎捻挫」と診断され、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第1 2級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害について検討すべきものは、請求人の自訴や医証等関係資料から、せき柱（頸部及び腰部）の機能障害及び同部等に残存する神経症状であると認められる。

(2) せき柱（頸部及び腰部）の機能障害についてみると、C病院及び労働基準監督署職員による運動範囲の測定で可動域の制限が認められるが、同可動域は参考可動域角度の1/2以下には制限されていないことから、障害等級に該当しないものと判断する。

(3) 頸部の神経症状についてみると、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頸部は神経学的異常なし。X Pも特に所見なし。」と述べ、E医師は、平成〇年〇月〇日作成の調査顛末書において、「C 4/5の左側軽度ヘルニアは、加齢変性なのか、外傷によるものか、不明です。」「疼痛の原因は、明確には分かりませんが、頸部捻挫によるものと考えられます。」と述べている。一方、F医師は、平成〇年〇月〇日作成の審査請求調査書において、「平成〇年〇月〇日と平成〇年〇月〇日のMR I画像を見ると、頸部についてはC 4/5に左側軽度ヘルニアが認められる。原因は、頸部捻挫に起因したもので、(中略) 頸部の神経症状の程度は頑固で1 2級相当と考える。」と述べている。当審査会において、これら医証と併せて関係資料を精査したところ、F医師の

意見のとおり、請求人の頸部の神経症状は、もともと有していた軽度の頸椎症性変化が、外傷を引き金として増悪し、発現したものとするのが医学的に妥当であり、その程度についてもF医師の意見のとおり、局部にがん固な神経症状を残すものと認められ、障害等級第12級に該当するものであると判断する。

(4) 次に、腰部の神経症状についてみると、本件事故当日に受診したD医師の上記意見書においては、腰部痛に係る請求人の主訴はなく、〇〇医師は、上記調査顛末書(乙4)において、腰痛の原因について「L2/3、L3/4に年相応の軽度の椎間板変性が認められることから、これが原因であり、腰痛も軽度と考える。」とし、F医師は、上記調査書において、「腰椎については、L2/3、L3/4にヘルニアが認められるも、程度は軽度である。」と述べている。

当審査会において、これら医証と併せて関係資料を精査したところ、同神経症状は、E医師の意見のとおり、加齢による軽度の椎間板の変性とするのが医学的に妥当であり、本件事故との相当因果関係が認められないことから、本件事故による後遺障害として評価することはできない。

(5) 下肢等その他の神経症状についてみると、D医師の上記意見書には、「右膝痛」及び「頸部痛」以外に請求人の主訴はなく、E医師は、上記調査顛末書において、「左下肢のしびれの原因については、腰部にヘルニアの所見がないので不明」としている。当審査会としては、右膝痛以外の下肢等その他の神経症状については、本件事故当日の主訴がなく、約1か経過後から訴えがみられることや、関係資料を精査しても裏付けとなる他覚的所見が認められないことから、障害補償給付支給請求書裏面の診断書上障害の状態として記載のない右膝痛と併せ、本件事故による後遺障害として評価することはできない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第12級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。